

# 横浜シャフルボード協会規約

2019年4月6日改定

- 第1条（名称） 本会は横浜シャフルボード協会（以下本会）と称す。  
英文名称を YOKOHAMA SHUFFLEBOARD ASSOCIATION (YSA)と称す。
- 第2条（事務所） 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第3条（目的） 本会は横浜市におけるシャフルボード競技の普及、振興と、会員相互の健康増進ならびに親睦を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は次の事業を行う。  
（1）シャフルボード月例競技会ならびに親睦試合。  
（2）シャフルボードの普及、振興と、技術向上に関する指導。
- 第5条（会員構成） 会員は本会の目的に賛同する人をもって構成する。  
会員の中で、特に本会に貢献があった人を名誉会員とすることができる。
- 第6条（入会・退会・休会） 本会に入会を希望する人は、所定の申込書に必要事項を記入して、会長に提出する。退会・休会を希望する人は会長に申し出る。休会は3年を限度とし、3年経過した後は、自動退会とする。休会中は年会費を免除する。
- 第7条（役員等） 本会に次の役員、担当委員を置く。  
役員：会長、副会長  
担当委員：会務担当委員
- 第8条（役員を選出） 役員等は総会で選出される。
- 第9条（役員等の職務）（1）会長は本会を代表して会務を統括する。  
（2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
（3）担当委員は会務を分担しその責任を持つ。分担会務は次の通りとする。  
①庶務 ②会報 ③ホームページ ④競技 ⑤コート管理 ⑥用具管理  
⑦勧誘 ⑧技術指導 ⑨イベント ⑩会計 ⑪会計監査
- 第10条（会議）（1）総会は本会の最高議決機関で、定期と臨時に会長が召集する。  
総会の議長は会員より選出し会長が委嘱する。議事は出席者の過半数の同意で議決する。賛否同数の際は議長が裁定する。  
臨時総会は緊急の議題が発生したときに開催する。  
（2）会長は月例競技会の際に、臨時総会を開催することができる。
- 第11条（役員等の任期） 役員等の任期は2年とする。役員欠員が生じた場合は直ちに補充する。  
但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第12条（運営団体への役員等の派遣） KRK（葛が谷コート利用者団体協議会）に役員または部員として会員を派遣することができる。
- 第13条（保存資料の保管） 本会の保存資料（シャフルボード入門・会報等）は会長・庶務担当委員が保管・継承するものとする。
- 第14条（会費等） 入会金および年会費はそれぞれ1,000円とする。但し、1月以降の入会の場合は、年会費は、翌年度からとする。名誉会員の年会費は免除する。
- 第15条（経費） 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第16条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条（慶弔費） 会員が逝去の際は、弔電を送るものとする。
- 第18条（規約の改廃） 本規約の改廃は総会で議決する。
- 第19条（付則） 本規約は2019年4月6日より施行する。